

東浦町交流館条例施行規則をここに公布する。

令和8年 9 月 1 4 日

東浦町長 日高 輝夫

東浦町規則第23号

東浦町交流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町交流館条例（令和8年東浦町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 交流館において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉の充実を図る事業
- (2) 町民の健康づくりを促進する事業
- (3) 町民の交流を促進する事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

(休館日)

第3条 交流館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第4条 交流館の利用時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 交流館の利用者は、交流館内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物その他付属設備を損傷すること。
- (2) 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
- (3) その他衛生、風紀若しくは保安を害し、又は交流館の管理上障害となる行為をすること。

(行為の制限)

第6条 交流館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (3) 販売又は販売に類する行為をすること。
- (4) ポスター、看板、旗、けん垂幕その他これらに類するものを掲示すること。
- (5) ちらし、パンフレットその他これらに類するものを配布すること。
- (6) 町長が指定する場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を置くこと。

(立入りの禁止)

第7条 町長は、交流館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者又は交流館の施設に損害を加え、若しくは加えるおそれがある者に対し、交流館への立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

(利用の許可)

第8条 条例第3条第1項の規定により交流館の利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の1週間前までに利用許可申請書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が、特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

2 町長は、交流館の利用を許可したときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

3 利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、当該施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用の取消し等)

第9条 許可利用者は、施設の利用の取消しをしようとするときは、速やかに町長に届けなければならない。

2 許可利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、その旨を町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(利用者の原状回復義務)

第10条 交流館の利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に復しておかななければならない。

(損害賠償)

第11条 交流館の利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(東浦町立老人憩の家条例施行規則及び東浦町東ヶ丘交流館条例施行規則の廃止)

2 東浦町立老人憩の家条例施行規則（昭和55年東浦町規則第23号）及び東浦町東ヶ丘交流館条例施行規則（平成18年東浦町規則第5号）は、廃止する。